

特定非營利活動法人 Healthy Aging Projects for Women

定款

# 特定非営利活動法人 Healthy Aging Projects for Women 定 款

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人Healthy Aging Projects for Womenという。  
また、その略称をH A Pとする。

### (事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区浅草 3 丁目 4 番 1 号K - b l d g  
に置く。

### (目 的)

第 3 条 この法人は、女性のライフステージに応じた健康管理と疾病管理（以下「ウイメンズヘルスケア」という）の改善とその向上を図るための情報を、広く一般女性および医療ならびに関連領域に従事する者に伝え、社会にウイメンズヘルスケアのあり方を提言する。それらの活動により女性のQ O L向上に貢献することを目的とする。併せて、地域包括ケアに関わる医療・介護職の人材育成や調査研究により、老若男女が協働できる仕組みを提言し、地域住民の健康維持・増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) ウイメンズヘルスケアに関する調査研究事業
  - ①医療・健康に関する調査
  - ②診断・治療に関する調査
- (2) ウイメンズヘルスケアに関する教育事業
  - ①当該医学教育に関する刊行物、W e b、デジタルデータ、動画等の制作
  - ②当該医学教育研修に関する事業
- (3) ウイメンズヘルスケアに関する情報収集および情報提供、広報事業
  - ①当該領域の機関誌、研究報告書の発行
  - ②ホームページ等による広報事業

- (4) ウィメンズヘルスケアに関する普及啓発事業
  - ①当該領域の医療コンサルタント
  - ②当該領域の啓発のための刊行物、Web、デジタルデータ、動画等の制作
- (5) ウィメンズヘルスケアに関連するセミナー、シンポジウム及びイベント企画開催事業
  - ①当該領域に関する講習会、セミナー、シンポジウム等のイベント開催
  - ②当該領域に関する講師派遣
- (6) ウィメンズヘルスケアに関する情報の医療機関や行政への提言事業
- (7) 地域医療・地域包括ケア・在宅医療に関する多職種連携モデル提言事業
- (8) 地域医療・地域包括ケア・在宅医療に関する薬剤師・訪問看護師・管理栄養士他医療職及び介護職等の教育事業
  - ①当該医学教育に関する刊行物、Web、デジタルデータ、動画等の制作
  - ②当該医学教育研修に関する事業
- (9) 地域医療・地域包括ケア・在宅医療に関する多職種連携モデル調査研究事業
- (10) その他、本法人の目的達成のために必要な事業

## 第2章 会 員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して事業を賛助するために入会した個人及び団体

### (入会金及び入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 この法人の趣旨に賛同し入会を希望するものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に入会を申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金と会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の何れかに該当した場合、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (3) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### **(退会)**

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### **(除名)**

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### **(抛出金品の不返還)**

第12条 会員が既に納入した入会金、会費及びその他の寄付等の抛出金品は、返還しない。

## **第3章 役員**

#### **(種別及び定数)**

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
  - (2) 監事1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

#### **(選任等)**

第14条 理事及び監事は、会員の中から理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 特定非営利活動促進法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、この法人の理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### **(職務)**

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

#### **(任期等)**

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### **(欠員補充)**

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### **(解任)**

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### **(報酬等)**

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## **第4章 会議**

#### **(種別)**

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

#### **(総会の構成)**

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

#### **(総会の権能)**

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任
- (5) 事業計画及び予算
- (6) 事業報告及び決算
- (7) 解散における残余財産の帰属先
- (8) その他運営に関する重要事項

#### **(総会の開催)**

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

#### **(総会の招集)**

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### **(総会の議長)**

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

#### **(総会の定足数)**

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

#### **(総会の議決)**

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、その限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### **(総会での表決権等)**

第28条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。代理人は総会ごとに書面による委任状を提出しなければならない。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### **(総会の議事録)**

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

#### **(理事会の構成)**

第30条 理事会は、理事をもって構成する。但し、監事は理事会に出席し発言することができ、理事会が認めた場合には、社員(団体会員の場合には代表者)が理事会に出席し発言することができる。

#### **(理事会の権能)**

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### **(理事会の開催)**

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

#### **(理事会の招集)**

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した

書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。ただし、理事および監事全員の同意を得て、理事会の招集期間を短縮しまたは招集手続きを省略することができる。

#### **(理事会の議長)**

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長不在の場合は副理事長が予め決められた順序でこれにあたる。理事長及び副理事長全員が不在の場合は、その他の理事から互選により議長を選ぶ。

#### **(理事会の定足数)**

第35条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### **(理事会の議決)**

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合には、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### **(理事会の表決権等)**

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### **(理事会の議事録)**

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## **第5章 資産**

### **(構成)**

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 合併当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### **(区分)**

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

### **(管理)**

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## **第6章 会計**

### **(会計の原則)**

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### **(会計区分)**

第43条 この法人の会計は特定非営利活動に係る事業会計とする。

### **(事業年度)**

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### **(事業計画及び予算)**

第45条 この法人の事業計画書及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### **(暫定予算)**

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### **(予備費)**

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### **(予算の追加及び更正)**

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### **(事業報告及び決算)**

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### **(臨機の措置)**

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## **第7章 定款の変更、解散及び合併**

### **(定款の変更)**

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

### **(解散)**

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### **(残余財産の帰属)**

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会において議決した者に譲渡するものとする。

### **(合併)**

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

### (公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第9章 事務局

### (事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。  
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

### (職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、理事会の議決を経て、理事長が行う。

### (組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑 則

### (細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則 1

- この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

設立当初の役員	理事長	麻生 武志
	副理事長	太田 博明
	理 事	久保田俊郎
	理 事	野崎 雅裕
	理 事	水沼 英樹
	監 事	大澤 武志
- この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成17年6月30日までとする。
- この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立

の日から平成16年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	0円
	賛助会員	0円
(2) 年会費	正会員	5,000円
	賛助会員	1口200,000円(1口以上)

## 附則2

1 この定款は、この法人の合併の日から施行する。

2 この法人の合併当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	麻生武志
副理事長	太田博明
理事	久保田俊郎
同	野崎雅裕
同	水沼英樹
同	宮原富士子
同	秋吉美穂子
監事	山田勝重

3 この法人の合併当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、合併の日から平成25年3月31日決算に係る通常総会が開催される月の末日までとする。ただし、通常総会は決算日から起算して3ヶ月以内に行うものとする。

4 この法人の合併当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の合併の日から平成25年3月31日までとする。

5 この法人の合併当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、各法人の臨時総会の定めるところによる。

6 この法人の合併当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員(個人・団体)	0円
	学生会員(個人)	0円
	賛助会員(個人・団体)	0円
(2) 年会費	正会員(個人・団体)	5,000円
	学生会員(個人)	3,000円
	賛助会員(個人・団体)	一口50,000円(一口以上)

## 附則3

この定款は、平成25年7月7日から施行する。

この定款は、平成25年10月4日から施行する。

この定款は、平成 年 月 日から施行する。